

高齢者医療制度の見直しについて

住民課 内線325

このたび、高齢者医療制度の見直しについて、次のとおり実施されることになりましたので、その内容をおしらせします。

なお、今後、正式に内容が決定しだい、改めておしらせいたします。

1 国民健康保険に加入している70～74歳の方の窓口負担について

医療機関等の窓口で支払う負担割合について、現在1割となっている方は、平成20年4月から2割になる予定でしたが、平成21年3月までの1年間、1割のまま凍結されます。
(負担割合が3割の方は除きます)

既に「平成20年4月からは2割」と記載した高齢受給者証が交付されていますが、3月中旬に新しい受給者証をお送りする予定です。

2 後期高齢者医療制度に該当する75歳以上の被扶養者の保険料について

75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日）まで、社会保険や公務員の共済組合等の被扶養者となっていた方については、後期高齢者医療制度の保険料は、平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月は、均等割額が9割軽減されます。

後期高齢者医療制度の保険料について

住民課 内線325

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度保険料の額(率)を次のとおり定めました。

○所得割率 … 7.45% ○均等割額 … 39,860円

後期高齢者医療制度の保険料は、4月から仮算定額による特別徴収（年金からの天引き）が開始されますが、年金の額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超えるときは、普通徴収（納付書で支払い）となります。

なお、正式な保険料（本算定額）は、平成19年分所得の申告などをもとに、平成20年3月以降に決定されます。

後期高齢者医療制度への加入等について

住民課 内線325

1 社会保険等に加入している75歳以上の方の被扶養者である方

法律の改正により、平成20年4月1日から、75歳以上の方は全員が後期高齢者医療制度の加入者となります。

このため、それまで社会保険等に加入していた75歳以上の方が社会保険を脱退することにより、その扶養者となっている方で75歳未満の方は、国民健康保険の加入者となります。

2 65歳以上75歳未満で老人保健医療制度の適用を受けている方

一定の障がいがある方で、老人保健法医療の受給者証をお持ちの方は、原則として後期高齢者医療制度の加入者となります。ただし、ご本人の意向で後期高齢者医療制度から脱退したい場合は、申請により国民健康保険の加入者となることが可能です。